

## 東住吉区人権行政推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、東住吉区に「東住吉区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

### (職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。

### (協議事項)

第5条 委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 区における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- (3) その他、委員長が必要と認める事項に関すること

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

### 東住吉区人権行政推進委員会名簿

委員長　　区長

副委員長　副区長

委員　　総務課長

委員　　政策企画担当課長

委員　　区民企画課長

委員　　防災・安全安心担当課長

委員　　窓口サービス課長

委員　　保健福祉課長

委員　　子育て支援担当課長

委員　　保健担当課長

委員　　保健主幹

委員 保護課長  
委員 生活支援担当課長  
委員 矢田出張所長  
事務局 総務課長代理  
事務局 総務課担当係長  
事務局 区民企画課担当係長